

琵琶湖の保全・再生に資する森林づくりの推進

- ▶ 琵琶湖の水源の涵養はもとより、県土の保全など森林の持つ多面的機能が持続的に発揮するために森林の保全整備は重要。よって、森林づくりの推進に対して、継続的な支援を図られたい。

【要望先】総務省、財務省、農林水産省

1. 提案・要望内容

(1) 森林整備事業の財政支援の充実強化

- 地球温暖化対策や琵琶湖の水源涵養機能、資源循環利用等の多面的機能増進に向け、健全な森林育成のための間伐等の森林整備推進に必要な財政支援の充実・確保
- 風倒木等による被害防止のため、危険木除去、植え替え等の支援の拡充

(2) 治山事業に対する財政支援の充実

- 災害復旧の早期完了、土砂や流木の流出など、災害対策への財政支援の充実・確保
- 「防災・減災国土強靱化のための3か年緊急対策」の後継対策の実施

(3) 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」の継続

- 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(～令和2年度)」の継続と本特措法に伐採、再造林等による森林資源の若返りを進める施策の追加

2. 提案・要望の理由

- 琵琶湖保全再生法に基づく森林づくりや、本県独自の森林整備指針による森林づくりの着実な実施のためには、重点的な財政支援が必要である。
- 風倒木により交通、電気、通信が遮断される生活被害が発生しており、生活道路沿いの高齢化した危険木を除去し、植え替えを推進していく必要がある。
- 近年、山地災害が多発する傾向にあり、災害復旧工事を早期完了や、立木が流下し河川の閉塞を起こすなどの流木災害対策等の事前防災・減災対策を実施する治山事業への財政支援が必要である。
- 治山事業は、中長期的な取り組みとなるが、毎年のように災害が発生している状況を踏まえ対策の加速化が必要であるため緊急対策の後継対策が必要である。
- 地球温暖化対策は喫緊の課題となっており、今後も間伐等の森林整備と推進していくためには「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(～令和2年度)」の継続と伐採、再造林等による森林資源の若返りを進める施策の追加が必要である。

(本県の取組状況と課題)

■ 森林整備事業における課題 ■

- ・ 下層植生が衰退した間伐が必要な森林



■ 治山事業における取組状況と課題 ■

○ 近年の被災状況および復旧状況

- ・ 土石流及び流木による被害及び復旧状況 (H24 災害)



平成 24 年度に
災害関連緊急治山事業にて緊急
対応後、上流部
は復旧治山事業
で復旧中

土石流によりプロパンガス庫を直撃したことにより爆発し、負傷者 2 名、家屋全焼 2 戸



- ・ 山腹崩壊により林道埋設 (H30 災害)



■ 森林の吸収源対策に関する課題 ■ †

本県の人工林年齢構成



注：年齢は、林齢を 5 年の幅でくくった単位、苗木を植栽した年を 1 年生として、1~5 年生「1 年齢」と数える。

- ・ 台風による風倒木被害状況 (H30 災害)



- ・ 山腹崩壊による被害及び復旧状況 (H25 災害)



崩落土砂により、
死者 1 名、家屋全
壊 3 戸、寺全壊 1
戸他の被害

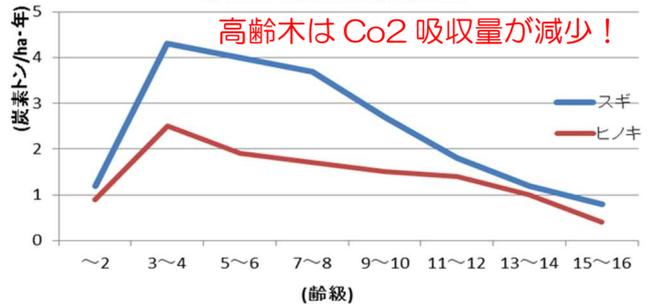
平成 25 年度に**災害関連緊急治山事業**にて緊急対応後、隣接地は復旧治山事業で復旧



- ・ 琵琶湖岸に溜まる流木 (H25 災害)



樹種別・年齢別炭素吸収量



林野庁「森林・林業白書 (平成 16 年度版) をもとに作成

担当：琵琶湖環境部森林保全課森づくり推進係 TEL 077-528-3930